

※赤字は第5回からの修正箇所

新型インフルエンザ等対策推進会議（第6回）  
（令和5年11月27日）

参考資料3-3

新型インフルエンザ等対策推進会議（第5回）  
（令和5年11月8日）

資料5-3  
【修正】

これまでの議論を踏まえた  
「行動計画改定の基本的な考え方」について（3）

③感染拡大防止と社会経済活動のバランス  
を踏まえた対策の切り替え 関係

## ③感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

### 1. 基本的な視点（第1回推進会議資料）

#### <③感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え>

- ・ 新型コロナ対応では、当初は、可能な限りのウイルス封じ込めを意図し、感染者の特定と隔離を基本としつつ、最初の緊急事態宣言を出し、外出自粛、営業自粛等により感染拡大防止に取り組んだ。
- ・ ワクチン接種の進捗や中和抗体治療の普及、医療提供体制の強化等を通じ、状況変化が生じたことで、感染拡大を防止しながら社会経済活動を継続できるよう行動制限の緩和が進んでいった。
- ・ こうした経験を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動のバランスの観点から、科学的知見に基づいて、的確に対策の切り替えを円滑に行っていくことが必要ではないか。

### 2. 推進会議でのご意見

【これまでの主なご意見（感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え（1））】

- 効果的な対策を行い、より行動制限を少なくするためには、病原体や疾病の性質、感染動態の解明、そして発生状況の把握とリスク評価が迅速に行われることが重要。
- バランスを考慮し、行動制限の影響を受ける学生などの若者も含め、国民や事業者の状況も踏まえつつ、納得できるエビデンスを示した上で、対策を機動的に切り替えることが重要。その際、その判断の指標や要素についてできる限り具体的に定めておく必要があるのではないか。
- 局面の変化に臨機応変に対応することが重要。社会経済活動継続のために対策の転換を決断する場面では、転換の時期がより適切に行われることが重要。そのための準備や体制をしっかりと考えておく必要。【再掲】
- 医療資源は有限であり、対応できる患者数には限りがあるので、地域の感染状況が医療提供体制の上限を超えないよう、非常時には感染者数を制御する施策が重要。【再掲】

### ③感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

#### 2. 推進会議でのご意見（続き）

【これまでの主なご意見（感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え（2））】

- 対策にあたっては、国民やステークホルダーとの双方向の信頼・理解・協力が最も重要。科学的根拠に基づいた情報発信、国による政策ビジョンの提示等により、適切な行動を促せるようにすべき。
- 新型コロナの感染拡大初期における強い対策については、迅速・機動的に講じられたものの、それら対策の緩和・解除については、慎重すぎたのではないか。
- 特措法は生命と経済のバランスをとることを目的としているが、単に感染症にかからないということではなく、身体・心理・社会的に健康であることも考えていく必要。
- パンデミックの社会全体への影響をできるだけ緩和して対策を効果的に行うためには、より大きな影響を受けがちな生活基盤が脆弱な方を支える視点を持つ必要。
- 水際対策について、対策の強度の切替を迅速に対応できるようにすべき。
- 病原性・感染性には相乗効果があることも踏まえ、病原性と感染性がいずれも中程度以上であれば、社会にもたらす影響が大きいことを念頭に相当の措置を講ずる必要があるのではないか。【再掲】

## ③感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え

### 3. 基本的な考え方の方向性

#### <③感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え>

- これまでの議論も踏まえて、「感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替え」の視点については、以下のような方向性で「行動計画改定の基本的な考え方」についての議論を進めてはどうか。

#### 【基本的な考え方の方向性】

- (1) 対策の切り替えに当たっては、可能な限り科学的な根拠に基づき対応することが必要。そのためには、病原体や疾病の性質、感染動態の解明、発生状況の把握とリスク評価が迅速に行われることが重要であり、平時からこうしたデータの収集や適時適切なリスク評価の仕組みを構築しておくことが前提となること。
- (2) 医療計画に基づく医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要であり、リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等においては、適時適切に感染拡大防止措置等を講じる必要があること。その際、影響を受ける国民・事業者を含め、社会経済等に与える影響にも十分留意すること。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の特性の把握、検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及などの状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とすること。**あわせて、切り替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定めておくこと。**
- (4) 柔軟な対応が可能となるよう、現行の政府行動計画の時期区分（未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期）のように対策項目全般に共通する切り替え時期を設けるのではなく、リスク評価等に応じて、個別の各対策項目ごとに具体的な対策内容を準備することを基本としつつ、必要に応じて個々の対策の切り替えるタイミングの目安等を示すこと。
- (5) 対策に当たっては、国民の理解・協力が最も重要であり、可能な限り科学的根拠に基づいた情報発信により、適切な行動を促せるようにすることが重要であること。特に、強い行動制限を伴う対策を講じる場合には、対策の影響を受ける国民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信、説明することが重要であること。